

## 宮城県園芸作物優良生産者表彰実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、本県における園芸の生産振興及び生産者の技術向上を目的として実施される優良生産者表彰の実施及び運営に関して、表彰規則（昭和42年宮城県規則第63号）、表彰事務取扱要綱（昭和42年9月1日施行）、表彰規則の運用について（昭和42年9月1日付け秘第81号副知事依命通達）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

第2 この要綱に定める表彰を行う対象は、優良生産者表彰において、園芸作物の各部門の最も優秀な成績を収めた生産者とする。

### (被表彰者の選考方法)

第3 表彰候補者の推薦及び被表彰者の選考に関し必要な事項は、部門ごとに別に定める。

### (表彰の方法)

第4 この要綱に定める表彰は、知事が賞状を授与して行う。  
2 前項の表彰には、記念品を加授することができる。

### (表彰の時期)

第5 この要綱に定める表彰は、知事が適当な時期を選定して行う。

### (表彰に係る事務)

第6 この要綱に定める表彰に関する事務は、農政部園芸推進課において行う。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は部門ごとに別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。